

ご挨拶

兵庫県弁護士会 会員各位

拝啓 新春の候、益々ご清勝のこととお喜び申し上げます。

この度、私は、2009年（平成21年）の会長選挙に立候補することに致しました。私が2002年（平成14年）に同じく「司法改悪により市民が不幸に陥られる。この流れを何とか阻止して、司法改革を本来のあるべき方向に向けたい。」との一念で兵庫県弁護士会の会長選に立候補してから早7年が経過しようとしています。

この7年間で状況は一変しました。

7年前、私はありとあらゆる会合に出て「現行の司法改革は、市民のための司法改革ではない。」ということを経験を様々な議論を通じて訴えかけました。これに対して、当時、弁護士の皆さんの多くが「武本さんの言っていることは正しいけれど、もう決まったのだから反対しても仕方ない。」「弁護士のエゴとしか理解されないから、市民に訴えかけても無駄である。」との反応を示されたと思います。

ここで、7年前の立候補の挨拶状に記載した文章をここで繰り返したいと思います。7年経った今でも同じことが当てはまると思うからです。

「全ては、人が決めるのです。人の意思が決めるのです。皆がはっきりした意思を持てば、誤りを改めるのに遅すぎるということはありません。ドイツでよく言われることに「戦争がおこった。でも、誰も行かなければどうなるの?」という言葉があります。政府が戦争を始めても、誰も行かなければ、市民の意思が非戦であれば、止められるのです。そして、ドイツ人は、そのとおりの事をしました。政府が造ったベルリンの壁は、市民がこの壁は無いのだと信じたら、そう強く信じたら、消えてしまったのです。「今からでは遅すぎる」などという嘘を信じてはなりません。

百歩譲って「遅すぎる」としても、弁護士である我々は、正しいかどうかをあくまでも追及すべきですし、戦略的にもあくまで反対し闘ってこそ最終的な譲歩を引き出すことができるのではないのでしょうか。「そんなことをしては、弁護士会が蚊帳の外に置かれる。」という危機感をお持ちの方もいらっしゃると思いますが、これまででも、弁護士会は蚊帳の外に置かれてきましたし、現在でもそうです。これまで弁護士会の声がどれだけ法制化に反映されてきたというのでしょうか。審議会に弁護士を数名送り込んだといっても形ばかりで、今後も主導は官僚が握ることは目に見えています。「乗り遅れてはいけない」と改悪に手を貸すのは、戦前の弁護士会の轍を再び踏むことの勸めにしかならないでしょう。

公権力に対峙して、市民のために闘うことができる団体は、弁護士会を置いて他にはありません。司法制度を良くするために、我々が闘わずして他に誰が闘うというのでしょうか。

私は、私達の言っていることが正しいということが、10年も経たないうちに実証されると考えています。現在でも、東京や大阪では、過当競争に陥り、以前とは比較にならない数の倫理上問題のある弁護士を生み出し始め、東京では、あれだけ弁護士人口が過密状態なのに、当番弁護士や委員会活動といったプロボノ活動を行わない弁護士が増えて問題になっています。このように人口は満たされているのに営業活動以外弁護士として社会的使命を尽くす余裕のない状況を人口過疎になぞらえて『事件過疎』と言うそうです。

今言うべきことを言っておかなければ、あと何年かしてこの改革が間違っていたことが実証されたとき、きっと後悔することになると思います。」

そして、その時から7年、弁護士の公益的活動は担い手の固定化や人数減少のために東京や大阪以外の単位会でも細り始めました。法科大学院の高い学費や生活費等多額の借金をして司法試験に合格しても、就職先もなく、即独することさえできない人達が多数出現することが明らかになりました。

私は、この7年間、現行司法改革を「真に市民のための司法改革」にするために微力ながら活動を続けてきました。最初は、本当に細々としたもので、一人勉強し、考えをまとめた冊子を配布するといった程度でした。しかし、やがて、同じ目標を持つ仲間もでき、各方面から講師に呼んでいただけるようになりました。一人の時期が長かったものですから、共に進む仲間ができた時は、嬉しくて眠れなかったことを覚えています。今では、志を同じくする弁護士の先生方を、全国に持つことができるまでになりました。

そして、1年前（2007年12月）の筈友会の忘年会において「私は、『3000人を見直さない。』という立場です。（中略）それ（3000人合格）が違おうと言うのなら、立候補したらよい。」と発言された方がいらっしゃいました。

そこで、私は、再び会長選に立候補することについて、考え始めました。また、上記ご発言だけでなく多くの先生方から実際に「もう一度兵庫県の会長に立候補して欲しい。」と直接言われもしました。

しかし、最終的に立候補を決めましたのは、現在の情勢のためです。

昨年には、各単位会で法曹人口問題や裁判員制度について次々と決議採択や意見書が発表され、日弁連でも法曹人口問題について緊急提言を出し、司法改革、特に法曹人口問題を取り巻く状況は、風雲急を告げています。その上、「新司法試験合格者数を2100人から2500人」とすべきとの東京弁護士会の意見書が出されると聞いています。各地の弁護士会でも同様の動きがあるとの情報も入

りました。

仮に、今年度、「新司法試験 2100人～2500人」との決議が各地の単位会でしたら、司法試験合格者数を2000人以下に減らすことは困難になります。「2100人～2500人」では、弁護士人口過多による社会的弊害は到底避けられません。

もう時間がありません。来年では遅いのです。

勿論、私達が取り組むべき問題は、法曹人口問題のみではありません。

その他の問題につきましては、政策冊子「兵庫県弁護士の課題とこれからの司法」に私なりの考えをまとめさせて戴きましたので、政策冊子もお読み戴きご判断戴きたいと思えます。私は、司法制度と市民、そして、弁護士に対する熱意だけは誰にも負けていないつもりです。

幸いにして当選させて戴くことができましたなら、会員の皆様のご意見を真摯に受け止め、会内の合意形成のために意見調整についても最大限の努力を尽くすつもりです。そして、兵庫県弁護士会の会務と司法改革の問題について、全身全霊を尽くして打ち込みたいと思っています。

何卒、私の熱意をくみ取って戴き、ご支援戴きますようお願い申し上げます。

一緒に兵庫県弁護士会と日本弁護士連合会に、そして、社会に、新しい風を吹き込みましょう。

以 上

2009年（平成21年）1月23日

武 本 夕 香 子

<< 略歴 >>

学 部 津田塾大学国際関係学科卒業
大 学 院 京都大学大学院研究科修士課程（法学修士）取得

<<公職・会務歴等>>

平成8年4月 弁護士登録（兵庫県弁護士会伊丹支部）
平成8年12月 伊丹市行財政懇話会理事（現在は退任）
平成9年7月 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事
平成13年7月 伊丹市立婦人児童センター専門相談員
平成14年4月～平成17年3月 兵庫県弁護士会伊丹支部支部長
平成14年4月～平成17年3月 近畿弁護士会連合会理事
平成14年4月 近畿弁護士会連合会税務委員会委員
平成15年2月 尼崎市立女性・勤労婦人センター専門相談員
平成16年10月 伊丹市男女共同参画政策懇話会委員
平成17年4月～19年3月 宝塚市消費生活センター顧問
平成17年4月 近畿弁護士会連合会組織犯罪対策委員
平成17年4月 日本弁護士連合会国際刑事立法委員
平成17年4月 日本弁護士連合会ゲートキーパー問題対策本部委員
平成17年4月 近畿弁護士連合会組織犯罪関連立法対策問題委員会委員
平成18年10月 尼崎市男女共同参画申出処理委員
平成18年10月 三田市情報公開審査委員会委員・個人情報保護審査会委員
平成18年11月 尼崎市セクシュアル・ハラスメントについての相談員
平成18年11月～平成19年11月 日本弁護士連合会人権大会実行委員
平成19年10月 神戸家庭裁判所伊丹支部家事調停委員
平成19年10月 神戸大学非常勤講師
平成20年4月 兵庫県弁護士会消費者保護委員会委員長
平成20年6月 「伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画」検討委員会委員

<<著作物>>

「民事訴訟法改正・人事訴訟法制定～弁護士の立場から～」
（「自由と正義」Vol.54 2003〔平成15年〕7月号）
「貴方はスパイとなって依頼者を密告することができますか。」
（「兵庫県弁護士会刑事弁護ニュース」2003年3月10日付け）
「合併規制と立証責任」京都大学大学院研究科修士課程修士論文
「司法改革の原理原則」の冊子 平成13年2月12日付け
「ロースクールの問題点」の冊子 平成13年8月20日付け
「法人化問題」の冊子 平成13年10月23日付け
「対談：司法改革 園部逸夫先生に聞く」の冊子 平成14年1月25日付け
「法曹人口問題についての一考察」の冊子 平成20年1月12日付け
「論文「国際組織犯罪防止条約と共謀罪の立法化」によせて」

日弁連新聞2008年12月号